

議案第 27 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行に伴い、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について（概要）

1 改正理由

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）」の施行により、令和6年4月1日に「北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」第2条第1項における「パートナーシップ」の定義が改正された。

これに伴い、「パートナーシップ」の定義について言及された規定を含む「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）」等の一部改正を行うもの。

2 改正内容

「配偶者等」の定義に含まれる「パートナーシップ関係にある者」における「パートナーシップ関係」の定義について、「北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」第2条第1項の改正を踏まえて文言を修正するもの。

3 施行日

公布の日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

北九州市教育委員会
教育長

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5

年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

	新	旧
<p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者及び職員との関係において一方又は双方が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ、当該教職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナースhip関係」）にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナースhip関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(育児又は介護を行う教職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者及び教職員との関係において一方又は双方が<u>典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該教職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナースhip関係」という。）</u>にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナースhip関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>4 略</p>	

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(休憩時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休憩時間は、正午から午後1時まで（子の養育又は要介護者（次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員で教育委員会が特別の配慮を必要とすると認めるもの（第5条第2項において「育児介護職員」という。）にあつては、午後0時15分から午後1時まで）とする。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び会計年度任用職員等との関係において一方又は双方が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ、当該会計年度任用職員等と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休憩時間は、正午から午後1時まで（子の養育又は要介護者（次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする第2号会計年度任用職員及び臨時的任用職員で教育委員会が特別の配慮を必要とすると認めるもの（第5条第2項において「育児介護職員」という。）にあつては、午後0時15分から午後1時まで）とする。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び会計年度任用職員等との関係において一方又は双方が<u>典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該会計年度任用職員等と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係</u>（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 教育委員会は、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員が、当該要介護者を介護するために、一の期間について、その初日及び期間を明らかにして、当該初日の前日までに、第9条に規定する勤務の制限について請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、同条に規定する勤務をさせなければならない。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者及び会計年度任用職員との関係において一方又は双方が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ、当該会計年度任用職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える日常生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>(育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 教育委員会は、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員が、当該要介護者を介護するために、一の期間について、その初日及び期間を明らかにして、当該初日の前日までに、第9条に規定する勤務の制限について請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、同条に規定する勤務をさせなければならない。</p> <p>(1) 配偶者等（配偶者及び会計年度任用職員との関係において一方又は双方が<u>典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該会計年度任用職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える</u>日常生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として教育委員会が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>